

2024(令和6)年10月改定

大樹町シルバーセンター 作業料金

大樹町シルバーセンターの作業料金は以下の通りです。

大樹町シルバーセンター作業料金基準表

	区 分	料 金 単 価
作 業 料 金 基 準	1 級 普通な作業 A 1 時間当たり	1,150 円
	2 級 普通な作業 B 1 時間当たり	1,200 円
	3 級 技術を要する作業 A 1 時間当たり	1,250 円
	4 級 技術を要する作業 B 1 時間当たり	1,350 円
	5 級 技術を要する作業 C 1 時間当たり	1,450 円
	6 級 企業の業務に就労 (内容により別契約)	
作 業 区 分	1 級 屋内外の清掃・管理、道路清掃、家事手伝い、留守番、庭の除草等、ゴミ処理作業、運転助手、防疫作業、花壇整備、行事等の手伝い、その他軽作業	
	2 級 ハウス整備、介護作業、植林、公衆便所等清掃、一般事務、5 級作業の助手、その他類する作業	
	3 級 薪積み、樹液採取、その他類する作業	
	4 級 農作業	
	5 級 草刈(機械刈)、畑おこし、除雪、大工、塗装、左官、ブロック積み、薪割(切)り、運転業務、樹木の伐採、庭木の剪定、ハチ箱積み、その他類する作業	

※作業内容により若干の割増料金が発生する場合があります。

その他の条件	<p>① 就労時間が1時間に満たない場合は30分単位とする。</p> <p>② 就労時間（8～17時）以外で作業をする場合の料金単価は、2割増しとする。</p> <p>③ 就労時間は作業現場の到着時より作業終了時までとする。</p> <p>④ シルバーセンターの作業機械使用に伴う燃料等経費は、発注者の負担とする。</p> <p>⑤ 発注者より事務手数料として、受注額に6%を加算して徴収する。</p> <p>⑥ 就労者より事業費として、毎月の配分金から2%を徴収する。</p> <p>⑦ 就労者の交通費として往復10km未満は350円、10km以上は550円、町外は1,050円を発注者より徴収する。</p>
--------	---

	区分	機械・車種	料金
賃借料・損料	賃借料	軽トラック	3,400円(1日につき) (1時間あたり425円)
		トラック	3,400円(1日につき) (1時間あたり425円)
	損料	刈払機	650円(1時間)
			325円(30分)
		耕運機	1,050円(1時間)
			525円(30分)
チェーンソー		650円(1時間)	
		325円(30分)	

※賃借料・損料はシルバーセンター会員が作業時に使用した際の料金です。
車・機械のみの貸出しは行っていません。

※上記機械以外の損料については事務局へご相談ください。

お問合せ先

大樹町シルバーセンター事務局

電話 01558-6-4130

住所 大樹町栄通29番地6(大樹町福祉センター内)